

松江市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年4月21日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ノーブルライフ	鳥取県西伯郡大山町赤松2458番地107	訪問介護	訪問介護弥生	松江市春日町543番地5	平成28年10月1日
社会福祉法人 松豊会	松江市西津田十丁目19番50号	通所介護	津田通所介護センター	松江市西津田十丁目19番50号	令和2年3月31日
		介護予防通所介護			
		地域密着型通所介護			
吉田 浩紀	松江市学園二丁目3番27号 サーパス学園通り102号	介護予防居宅療養管理指導	吉田歯科クリニック	松江市北田町41番地10	令和2年3月4日
森江 伸二	松江市東朝日町149番地7	介護予防居宅療養管理指導	森江歯科医院	松江市東朝日町149番地7	令和2年3月31日
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2番23号	居宅介護支援	松江ケアプランセンター	松江市西生馬町482番地	令和2年3月31日